

伊勢原市農地造成指導要領

(目的)

第1条 この要領は、農地造成工事を適正に施工し、紛争又は災害の発生を未然に防止し、優良農地の保全維持に努め、農地の効率的な利用による農業の生産性向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「農地造成」とは、現に耕作している農地又は農業の用に供していない土地を盛土、削土等により、水田、畑、採草放牧地等の農用地に土地の形質を変更するもので、「神奈川県農地造成に係る農地転用事務処理要綱」(平成12年6月1日施行)に定める「軽易な農地造成」若しくはこれに準ずるものをいう。

(適用区域)

第3条 この要領の適用区域は、都市計画法(昭和43年法律第100号)に規定する市街化区域及び市街化調整区域とする。ただし、市街化区域にあっては、農業を継続する見込みのある農地で、農業委員会が特に必要と認めるものとする。

(施工方法)

第4条 農地の造成方法は、別表で定める「農地造成施工方法書」によるものとする。

(届出)

第5条 農地造成を行おうとする農地所有者(以下「農地造成主」という。)は、農地造成施工者(以下「造成施工者」という。)同行の上、農地造成工事届出書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、農業委員会に1部提出しなければならない。

- (1) 農地造成工事契約書の写し
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 隣接土地所有者同意書及び地区担当農業委員確認書(第3号様式)
- (4) 造成場所の案内図及び公図写し
- (5) 造成場所の土砂搬入出経路図
- (6) 造成計画の平面図及び断面図
- (7) 公共施設管理者の許可書又は承認書若しくは同意書(道水路等の占用又は形状変更をするときに限る。)
- (8) その他、農業委員会が必要と認める書類

2 前項の農地造成が、伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例(平成10年伊勢原市条例第24号。以下「埋立て条例」という。)の規制に該当するときは、条例所管課と事前協議した上で、農地造成届出書等を提出しなければな

らない。

(届出済書等の交付)

第6条 農業委員会は、農地造成届出書等の提出があったときは、書類審査及び現地確認を行い、別表に適合しているときは、農地造成届出済書(第4号様式)及び農地造成届出済票(標識)(第5号様式)を交付するものとする。

2 農地造成主及び造成施工者は、交付を受けた農地造成届出済書に基づき農地造成届出済票に必要事項を記載し、当該造成地に設置しなければならない。

(工事着手)

第7条 農地造成主及び造成施工者は、前条の農地造成届出済書の交付後でなければ工事に着手してはならない。ただし、埋立て条例に該当する農地造成については、同条例による許可書に記載の許可条件によるものとする。

(完了報告)

第8条 農地造成主及び造成施工者は、造成工事が完了したときは、地区担当農業委員の確認後、速やかに農地造成工事完了報告書(第6号様式)を農業委員会に提出しなければならない。

(遵守事項)

第9条 農地造成主及び造成施工者は、工事の計画及び施工において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 造成地周囲の環境保全に努め、日照、通風及び排水を確保すること。

(2) 道路、水路(暗渠を含む。)等の公共施設及び周辺住民の生活環境に影響を与えないよう計画及び施工すること。

(3) 境界の確定、工事施工に伴い必要となる許認可等を各公共施設管理者から事前に得ること。

(4) 災害の発生を未然に防止し、災害が発生した場合は、自己の責任において万全の対策を講ずること。

(5) 造成する土壌は、作物の成育に適したものとする。

(6) 農業委員会の指導に従うこと。

2 農地造成主は、造成完了後農地としての維持管理等の保全に努めなければならない。

(農業委員会の指導)

第10条 農業委員会は、近隣農地及び道路、水路等の公共施設への影響について、工事計画及び施工に関して必要な指導又は助言を行うものとする。

(無届出造成への対応)

第11条 農業委員会は、農地造成届出書等の提出のない農地造成の事実を発見したときは、工事の中止を勧告するとともに、直ちに第5条に規定する農地造成工事届出書等を提出するよう指導するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、農業委員会が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際、現に伊勢原市農地造成指導要領を廃止する要領(平成21年4月1日施行)による廃止前の伊勢原市農地造成指導要領(昭和63年4月1日施行)第4条の規定により届出がされている農地造成工事については、なお従前の例による。

別表(第4条関係)

農地造成施工方法書

- 1 農地の形状・変更に要する期間は、おおむね3箇月以内のものであること。
- 2 面積は、おおむね1,000平方メートル以内のものであること。
- 3 盛土、切土の高さ、掘削の深さが道路又は隣接農地からおおむね1メートル以下のものであること。(標準断面図参照)
- 4 道路、水路、隣地の境界より30センチメートル以上後退して施工すること。(標準断面図参照)
- 5 法面の勾配は、1:1.8以下の角度で施工すること。(標準断面図参照)
- 6 土盛り高は、農地造成主及び造成施工者が、現地を確認し丁張り(トンボ)を設置すること。
- 7 造成する農地の土壌は、作物の成育に適したものとすること。
- 8 周囲に与える日照、通風、排水及び環境保全並びに道路、水路等公共施設及び付近住民の生活環境に影響の無いよう計画及び施工をすること。
- 9 災害発生防止に万全の対策を講ずること。万一、施工に起因して災害が発生したときは、農地造成主及び造成施工者は、自己の責任において問題の解決を行うこと。
- 10 農業委員会の指導に従い境界の確定、工事施工に伴い必要となる許認可等を各公共施設管理者から事前に得ること。

<注意>

農地造成面積が1,000平方メートルを超えるもの及び盛土、切り土等が1メートルを超える農地造成は、農地法第5条の農地一時転用許可申請(県知事許可)が必要となる。

標準断面図

図1 道路側溝がある場合

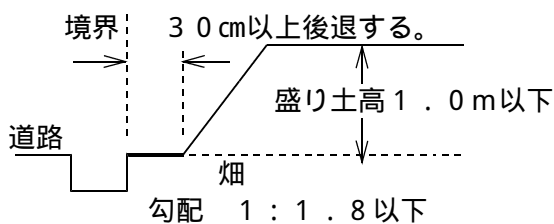


図2 道路側溝等が無い場合

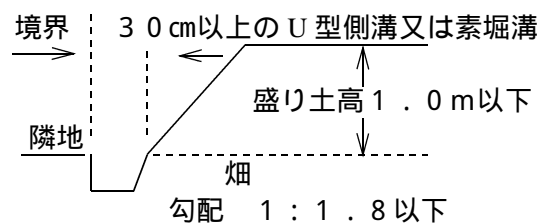
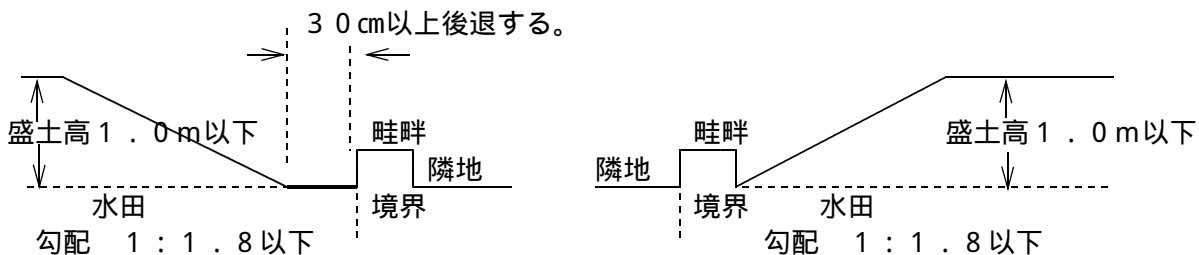


図3 水田の場合



農地造成工事届出書

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長 殿

土地所有者 住 所

届 出 人

(農地造成主) 氏 名 _____ (印)

電話番号

次の土地の農地造成工事をしたいので、届出いたします。

農地造成しようとする土地	土地の表示			地 目		面 積	備 考 作付け計画
	大 字	字	地 番	台 帳	現 況		
						m ²	
						m ²	
						m ²	
内 訳	田 m ²		畑 m ²		合 計		
	その他 m ²				m ²		
工 事 計 画 内 容	造成施工者		住 所		(印)		
			氏 名				
			電 話 番 号				
			現 場 代 理 人				
工事の概要							
使用する土の種類及び採取場所							
工事をするに於て生じる付近の土地、 作物、道路、水路等の被害防除施設の概要			* 排水関係、畦畔処理等を具体的に記入				
許可届出を必要とする場合は、その 届出先及び届出年月日			* 埋立て条例、道路、水路、畦畔等				
工事の期間			工 事 着 工 年 月 日		年 月 日 から		
			工事完了予定年月日		年 月 日 まで		
工 種		月	月	月	月		

工 種 : (例) 準備工、土砂搬入出工、排水施設工、敷均し整地工、法面保護工、後片付け工

添付書類 誓約書 同意書及び確認書 案内図及び公図写し 土砂搬入出経路図
計画平面図及び計画断面図 工事契約書の写し 公共施設管理者の許可書等

第2号様式（第5条関係）

誓 約 書

この農地造成工事届について、次のとおり誓約いたします。

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長 殿

農地造成主	住 所	
	氏 名	印

造成施工者	住 所	
	氏 名	印

記

- 1 この届出書の内容のとおり行います。
- 2 伊勢原市農地造成指導要領の規定を遵守し、かつ、貴委員会の指導があった場合には指導に従います。
- 3 造成工事施工に当たり、災害防止に万全の対策を講じます。
- 4 造成工事施工に当たり、造成地周辺の環境保全に努めるとともに、周辺農地、道路、水路及び周辺住民の生活環境に影響を及ぼさないよう施工します。万一、公共施設等を破損したときは、公共施設施設管理者又は土地所有者と協議し、自己の費用をもって原形に復元いたします。
- 5 造成する農地の土壌は、作物の成育に適したものにいたします。
- 6 農地造成工事届出済書の交付を受け、現地に農地造成届出済票（標識）を設置してからでなければ工事に着手いたしません。また、伊勢原市土地の埋立て等の規制に関する条例の許可に該当する場合は、同条例による許可書に記載の許可条件に従います。
- 7 やむを得ない理由で工期が延伸する場合には、貴委員会に事前相談いたします。
- 8 農地造成完了後は、地区担当農業委員の確認を得て、速やか農地造成工事完了報告書を提出するとともに、必ず農地として利用いたします。

第3号様式（第5条関係）

隣接土地所有者同意書及び 地区担当農業委員確認書

年 月 日

この農地造成について隣接土地所有者として同意いたします。

隣 接 地

土地の表示			地目		面積	所有者	
大字	字	地番	台帳	現況		住所	氏名
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印
					m ²		印

この農地造成について、施工方法、隣接土地所有者同意等
を書面により説明を受けたことを確認します。

地区担当農業委員確認印

印

第6号様式（第8条関係）

農地造成工事完了報告書

年 月 日

伊勢原市農業委員会会長 殿

（農地造成主）住 所

氏 名

印

（造成施工者）住 所

氏 名

印

農地造成届出済書（届出日 年 月 日・受理番号第 号）の
造成工事は 年 月 日に完了したので報告します。

<届出内容>

農地造成所在地	伊勢原市	字	番地	外	筆
農地造成面積	合計	m ²			
工事の期間		年 月 日から		年 月 日まで	

特記事項（工事期間が延伸した場合はその理由）

上記の農地造成が完了した旨の報告があったことを確認します。

地区担当農業委員確認印

印

参考書式

農地造成工事契約書

農地造成主 _____ を甲とし、

造成施工者 _____ を乙とし、

甲乙合意の上、次のとおり契約を締結する。

- 1 この契約は優良な農地の造成を目的とし、造成した土地は残土置場には使用しない。
- 2 農地造成の所在地は伊勢原市 _____ 番外 _____ 筆、面積 _____ m²とする。(詳細は別紙公図・平面図の朱線内のとおり)
- 3 工事に係る関係法令を遵守し、甲と乙は共同で届出し双方で責任を負う。
- 4 工事期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日までとする。
- 5 工事着手は、農地造成届出済書の交付後とする。また、埋立て条例に該当する場合は、同条例による許可書に記載の許可条件によるものとする。
- 6 契約により発生する工事及び諸費用は、_____ の負担とする。
- 7 工事計画は甲乙で現地確認し丁張り(トンボ)を設置のうえ、盛土高は最大で、_____ mとする。このうち耕土は _____ cmとする。
- 8 道水路等に支障がある場合は所有者・管理者の指示を受けて行う。
- 9 法面について、土砂崩壊を避けるため隣地境界から十分な間隔をとる。
- 10 境界の確認について、隣接地権者と立ち会う。
- 11 工事期間中の安全管理責任は乙が負い、近隣に迷惑をかけないように施工する。
- 12 工事期間中に予期しない出来事が発生した場合は、甲乙で協議し定める。
- 13 契約に反する行為を行った場合又はその恐れがある場合について、甲は工事を一時中断できる。この中断に伴う損失について乙は甲に請求できない。
- 14 乙の行った工事について契約に著しく反した場合は、原状に回復する費用を含めて乙は甲に対し損害賠償の責を負う。
- 15 乙はこの契約に基づく工事を下請けに出すことはできない。

上記各項承諾し、本書を2通作成して甲乙自署押印の上、1通ずつ保有するものとする。

年 月 日

農地造成主(甲)住 所

氏 名 _____ 印

造成施工者(乙)住 所

氏 名 _____ 印